

# 後期高齢者医療加入の皆様へ

## 令和8年度の後期高齢者医療保険料が決定しました

今回お送りした通知書は、宮城県後期高齢者医療広域連合で賦課決定を行った令和8年度の後期高齢者医療保険料額についてお知らせするものです。

### 通知書について

通知書は、『後期高齢者医療保険料額決定通知書』と『後期高齢者医療保険料納入通知書』に分かれています。

### 決定通知書（広域連合長名）

#### （1）送付先宛名

通常は被保険者本人になりますが、申し出によりご家族などに変更されている場合もあります。

#### （2）被保険者情報、保険料額

被保険者の氏名、住所、年間保険料額等が記載されます。

#### （3）令和8年度保険料算定の内訳

算定の基礎となる所得や加入月数、軽減額など年間保険料額の内訳が記載されます。

なお、医療分の「⑧均等割軽減額」は令和8、9年度のみ7割軽減のところを7.2割軽減として計算されます。

### 納入通知書（富谷市長名）

#### （4）これからの保険料納付方法等

特別徴収（年金天引き）の方は天引きの対象となる年金等の情報が記載されます。

普通徴収で、かつ口座振替登録がある方は口座情報が記載されます。

#### （5）期別保険料額

普通徴収の場合は各期別の納付額と納期限が記載されます。

特別徴収の場合は年金から天引きされる額が記載されます。

また、普通徴収欄と10月以降の特別徴収欄に金額の記載がない方は、仮徴収（4月、6月、8月の年金天引き）の合計額が年間保険料額に達するため、追加の納付はありません。

（1）

宮城県後期高齢者医療広域連合長  
菅原 茂

後期高齢者医療保険料額 決定通知書

（2）

（3）

（3）

（3）

後期高齢者医療保険料 納入通知書

富谷市長 若生 裕俊

（4）

決定

普通徴収

特別徴収

納期限

（5）

## 今後、保険料額が変更となる可能性がある方

令和8年度の保険料額は、令和7年1月から令和7年12月までの所得等を基に決定します。

この所得等の情報は、令和8年1月1日の住民登録市町村（住民税を課税する市町村）に登録されるため、①②いずれかに該当する方については対象の市町村に照会をしている状況です。

- ①令和8年1月2日以降に、富谷市に転入された方
- ②住所地特例に該当する方

暫定的な措置として、年金収入額及び所得金額を0円とみなして保険料を計算しておりますが、所得等の把握ができた時点で再計算を行い、改めてお知らせします。

また、保険料の納付方法が変更となる場合がありますのであらかじめご承知おきください。

[裏面へ→](#)

保険料の納め方について

特別徴収（年金天引き）の方

原則、①②両方に該当する方が特別徴収となります。

ただし、①②に加えて③④のいずれかに該当する方は、特別徴収義務者側（日本年金機構等の年金保険者）で天引きの準備が整わないため、普通徴収となります。

- ①特別徴収の対象となる年金受給額が年間18万円以上の方

②介護保険料が特別徴収となっている方
- ③年度途中で、75歳になられた方

④年度途中で、富谷市に転入された方

また、介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が年金受給額の半分以上を超える方は、普通徴収となります。

| 仮 徴 収                                                              |    |    | 本 徴 収                                                                                                                                                                    |     |        | 令和9年度 仮 徴 収                                                   |    |    |
|--------------------------------------------------------------------|----|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------|---------------------------------------------------------------|----|----|
| 4月                                                                 | 6月 | 8月 | 10月                                                                                                                                                                      | 12月 | 令和9年2月 | 4月                                                            | 6月 | 8月 |
| 令和7年度に特別徴収だった方                                                     |    |    | 年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を、3回に分けて天引きします。<br><br>※特別徴収から普通徴収に変更になっている場合があります。<br><br>年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を、第4期（10月）から第9期（3月）の6回に分けて、窓口または口座振替で納めます。<br>各期の納付時期については下記の表をご確認ください。 |     |        | 令和9年2月の天引きがある方                                                |    |    |
| 令和8年2月の天引き額と同額もしくは、令和7年度保険料額を基に計算した額を天引きします。                       |    |    |                                                                                                                                                                          |     |        | 令和9年2月の天引き額と同額を天引きします。<br><br>改めてのお知らせはないため、この通知にてご確認ください。    |    |    |
| 新たに特別徴収が開始となる方                                                     |    |    |                                                                                                                                                                          |     |        | 令和9年2月の天引きがない方で普通徴収でもない方                                      |    |    |
| 令和7年度保険料額を基に計算した額を天引きします。<br><br>※日本年金機構等からの通知時期により、開始月はそれぞれ異なります。 |    |    |                                                                                                                                                                          |     |        | 令和9年度仮徴収はありません。<br><br>令和9年7月に、本徴収分（10月、12月、2月）の天引き額をお知らせします。 |    |    |

普通徴収（窓口納付または口座振替）の方

原則、特別徴収の対象となる年金受給額が年額18万円未満の方は、普通徴収となります。

| 本 算 定（確定賦課）                                            |        |        |         |         |         |        |        |        |
|--------------------------------------------------------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 1期（7月）                                                 | 2期（8月） | 3期（9月） | 4期（10月） | 5期（11月） | 6期（12月） | 7期（1月） | 8期（2月） | 9期（3月） |
| 年間保険料額を、9回に分けて納めます。<br>（※特別徴収から普通徴収に変更になった方は、4期～9期の6回） |        |        |         |         |         |        |        |        |

お問い合わせ窓口

|                 |         |               |              |
|-----------------|---------|---------------|--------------|
| 後期高齢者医療保険料      | 保険料について | 税務課 保険税担当     | 022-358-3164 |
|                 | 納付相談など  | 税務課 収納対策室     | 022-358-0519 |
| 窓口負担や高額医療などについて |         | 健康推進課 保険・年金担当 | 022-358-0512 |